

三重県における 牛海綿状脳症(BSE)対策について

三重県健康福祉部食品安全課

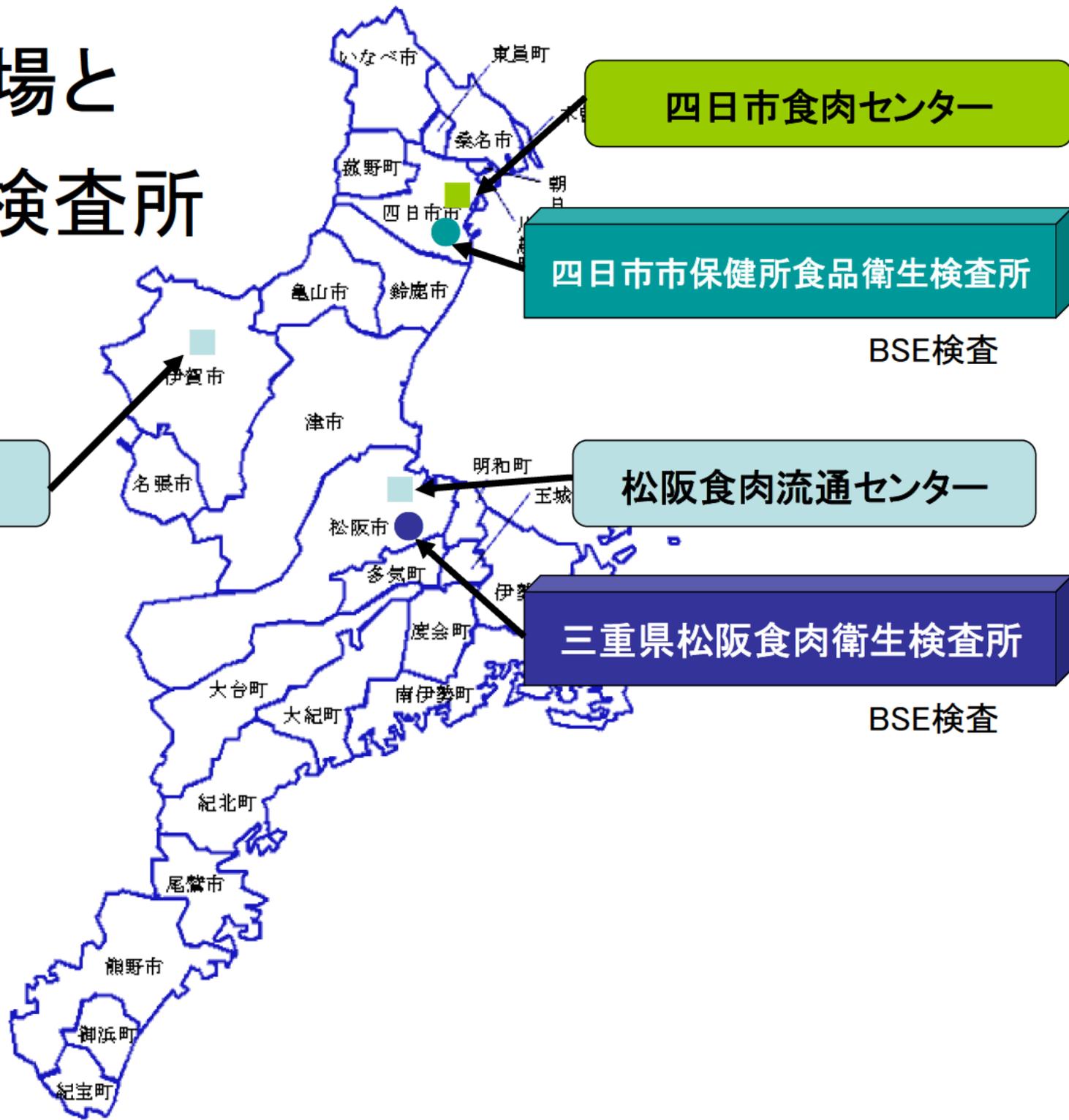
と畜場とは

「と畜場」とは、食用に供する目的で**獣畜**をとさつし、又は解体するために設置された施設をいう。

(と畜場法第3条2項)

獣畜：牛、馬、豚、めん羊及び山羊

県内のと畜場と 食肉衛生検査所



伊賀食肉センター

四日市食肉センター

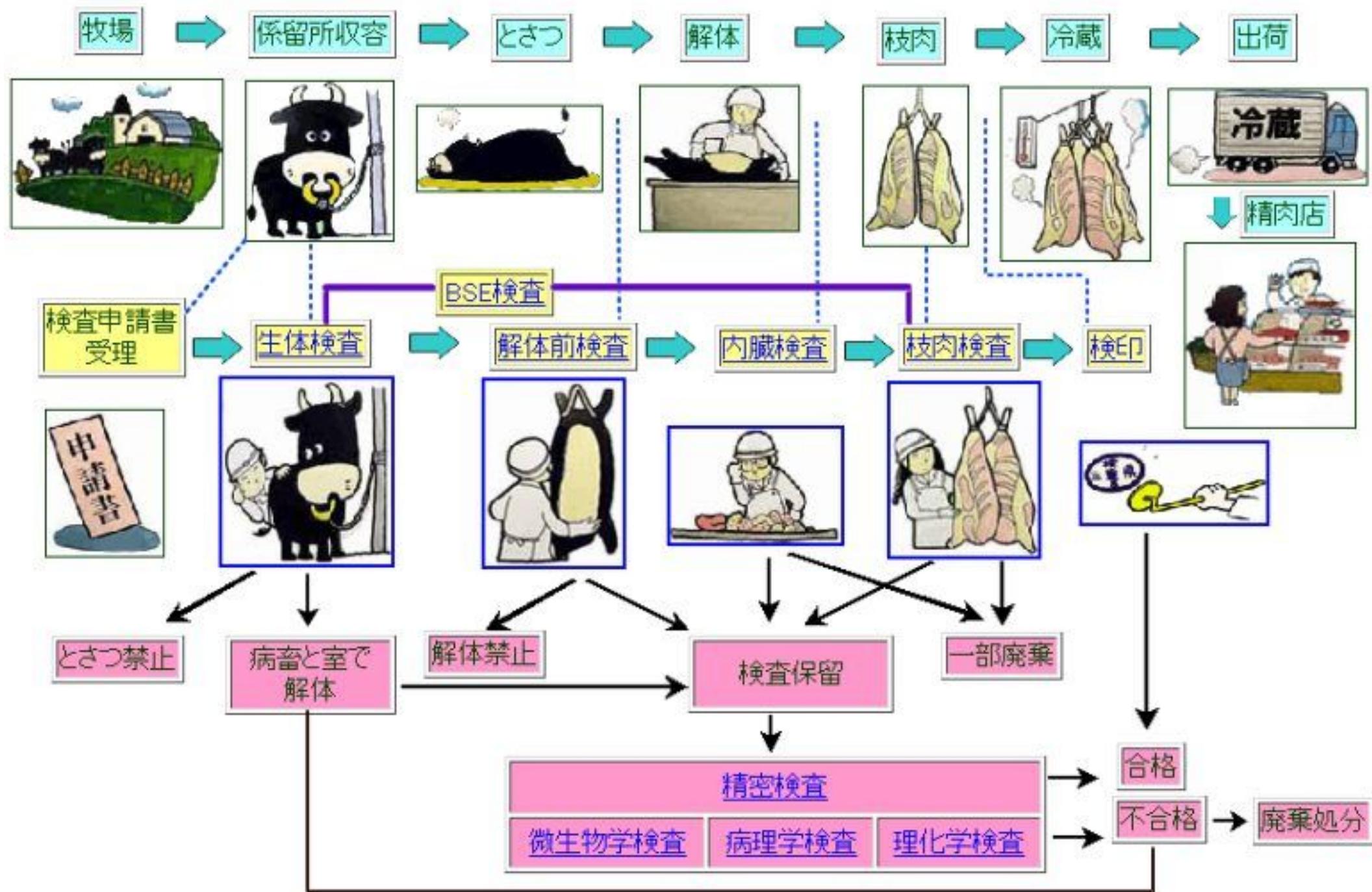
四日市市保健所食品衛生検査所

BSE検査

松阪食肉流通センター

三重県松阪食肉衛生検査所

BSE検査

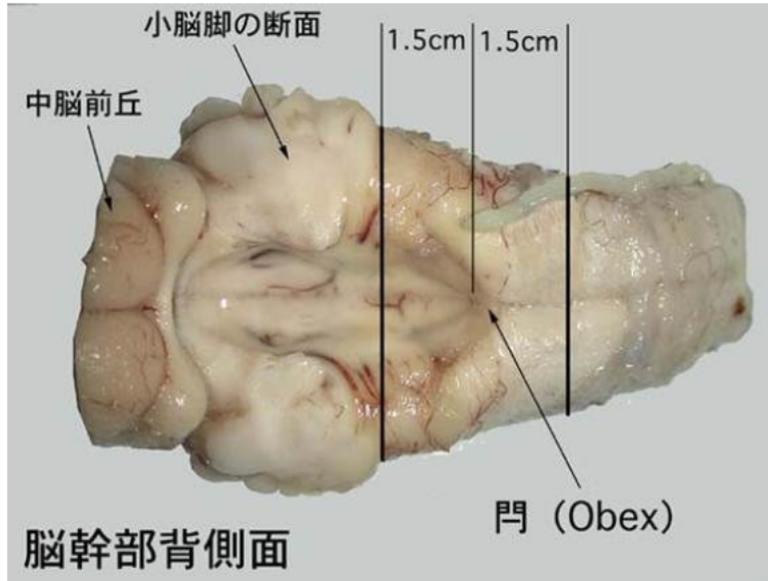


BSE 検査の経緯

- | | |
|-------------|--|
| 平成13年 9月10日 | 国内で1頭目のBSE感染牛確認 |
| 平成13年10月18日 | 全国一斉にBSE全頭検査開始 |
| 平成17年 8月 1日 | 検査対象月齢を21ヶ月以上に引き上げ
(全国の自治体が全頭検査を継続) |
| 平成25年 4月 1日 | 検査対象月齢を30ヶ月超に引き上げ
(全国の自治体が全頭検査を継続) |
| 平成25年 7月 1日 | 検査対象月齢を48ヶ月超に引き上げ
(厚生労働省は、全国一斉に検査体制
を見直すことを強く要請) |

BSE検査とは

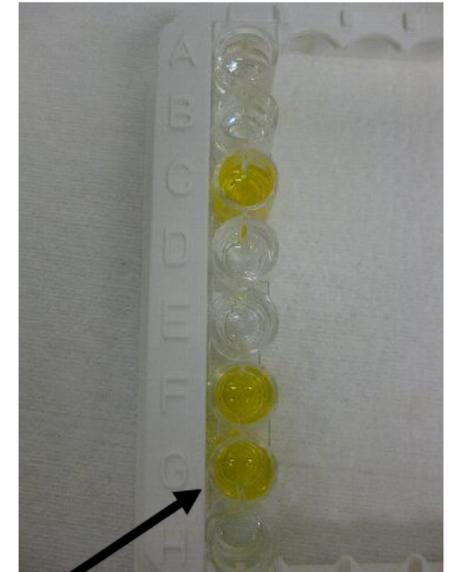
BSE検査に用いる延髄



BSE検査室



判定プレート



注) 写真は、故意に着色したもので、
BSE検査陽性ではありません。

県内のBSE検査状況 ①

平成13年10月18日～平成25年4月30日の合計

	検査頭数	検査結果
三重県検査分 (平成13年10月18日～)	131,901	すべて 陰性
四日市市検査分 (平成20年4月1日～)	27,562	
合計	159,463	

注) 四日市食肉衛生検査所が平成13年10月18日～平成20年3月末の間に検査した頭数は、三重県検査分に含まれています

県内のBSE検査状況 ②

1. 松阪食肉衛生検査所（平成24年度）

	検査頭数	内30ヶ月 以上	内48ヶ月 以上
松阪食肉流通センター	7,087	5,095	11
伊賀食肉センター	974	890	0
計	8,061	5,985	11

2. 四日市市保健所食品衛生検査所（平成24年度）

	検査頭数	内30ヶ月 以上	内48ヶ月 以上
四日市食肉センター	5,284	2,733	1.167

BSE検査対象月齢見直しに係る三重県の対応

- 5月上旬 食肉関係事業者、関係団体等に個別説明
- 5月16日 松阪食肉流通センター関係者対象の説明会
- 6月13日 リスクコミュニケーション
- ・
- ・
- ・ 方針決定
- ・
- ・
- 7月1日 検査対象月齢の見直し？

県内事業者・関係者の声*

- 全国一斉に全頭検査を廃止するのであれば、検査対象月齢の見直しに反対しない。
- BSE全頭検査を廃止しても、食肉の安全性は確保できることを、消費者に十分説明してほしい。

*と畜場関係者、生産者団体、食肉関係団体など

全国の自治体の方針

厚生労働省アンケート 全頭検査を7月1日に見直すか？

見直す方針 (見直す方向で検討 中6自治体を含む)	検討中	見直し困難	未回答
72自治体	2自治体	0自治体	1自治体

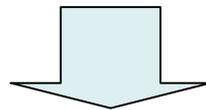
* 牛のと畜を実施している75自治体の対応方針 6月6日時点

三重県の考え

三重県で、これまでにBSE感染牛の発生はない
と畜場で、特定部位を除去・焼却する等、BSE対策
が十分に講じられている

全国の自治体が、7月1日に全頭検査を廃止するこ
とが想定される

三重県だけ独自に全頭検査を継続することは、三
重県産の牛はBSEに感染してるとの誤解を招くおそ
れがある



7月1日に、BSE検査対象月齢を48ヶ月超に見直す